

表15 ばい煙関係特定施設（条例）と規制基準

項	施設名	規模 (以上～未満) (1つ満たせば該当)	大 防 法	規 制 基 準				
				SOx	ばいじん		有害物質 (mg/Nm ³)	
					施設の種類	g/Nm ³		
表5に従う	1	水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 10t～20t/日	有	ガス発生炉	0.60		
					加熱炉	0.20		
	2	金属精製又は鑄造用溶解炉 (こしき炉を除く。)	火格子面積 0.5～1m ²	有		0.40		
	3	金属鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品熱処理用加熱炉	羽口面断面積 0.25～0.5 m ²	有				
	4	石油製品、石油化学製品又はコーラルタール製品製造用加熱炉	バーナー燃焼能力 30～50 L/h	有		0.20		
	5	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	炭素燃焼能力 100～ 200kg/h	有		0.60		
	6	窯業製品製造用焼成炉及び熔融炉	火格子面積 0.5～1m ² バーナー燃焼能力 30～50 L/h	有	石灰焼成炉 (土中釜)	0.80		
					石灰焼成炉 (その他)	0.60		
					熔融炉 (るつぼ炉)	0.50		
					その他	0.40		
	7	無機化学工業品又は食料品製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉		有		0.40		
	8	乾燥炉		有	骨材乾燥炉	0.80		
					その他	0.40		
	9	鉍酸製造用吸収施設		無				アンモニア 160
	10	石油精製若しくは加工又は石油化学製品製造用硫酸洗浄施設及び廃ガス廃棄施設		無				ふっ素・ふっ素化合物 2.5
	11	金属精錬又は加工用電解施設、電気めっき施設及び酸洗浄施設		無				シアン・シアン化合物 5.0
	12	機械製造又は加工用電気めっき施設及び酸洗浄施設		無				一酸化炭素 250
13	有機薬品製造用精製施設及び加工施設		無			ホルムアルデヒド ¹⁾ 13		
14	無機薬品製造用精製施設及び加工施設		無			硫化水素 30		
15	たんぱく質の加水分解による食料品又は医薬品製造用分解施設		無			塩化水素 80		
16	化学繊維又はビスコース製品製造用紡糸施設		無			二酸化窒素 100		
17	合成樹脂製造若しくは加工又は天然樹脂加工用の反応施設、熱処理施設及び乾燥施設		無			二酸化硫黄 140		
						塩素 30		
						二硫化炭素 670		
						フェノール 125		
						硫酸（三酸化硫黄を含む。） 10		
						黄燐 1.0		
						鉛・鉛化合物 1.5		
						アセトアルデヒド ²⁾ 390		

注1 1～8項の施設は、昭和45年4月1日以降に設置された施設（同日前に設置の工事に着手されたものを除く。）に限るものとする。